

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第41号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和40年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 786 400 822">附 則</p> <p data-bbox="209 844 515 880">1 から 5 まで （略）</p> <p data-bbox="236 902 807 996"><u>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</u></p> <p data-bbox="209 1019 807 2047">6 <u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定するものをいう。）の影響により収入が減少した者に対する条例第22条の規定の適用については、令和元年度分及び令和2年度分の保険料のうち令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支給日）が設定されているもの（資格取得日から14日以内に入入手続が行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合は、令和2年2月分以降のものとする。）に限り、第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が別に定</u></p>	<p data-bbox="935 786 1035 822">附 則</p> <p data-bbox="844 844 1150 880">1 から 5 まで （略）</p>

<u>める。</u>	
------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)